

令和 5 年 4 月 2 1 日
一部改正 令和 5 年 5 月 2 9 日
一部改正 令和 5 年 1 1 月 6 日

特定 DTC 照会アプリ利用要領

1. 目的

「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について（最終報告書）（平成 31 年 3 月 13 日車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会）」（以下「最終報告書」という。）において、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が、サーバーを新設し、自動車メーカー等から提出された特定 DTC 情報及び ECU 情報を当該サーバーで一元管理するとともに、自動車から読み取った DTC をサーバーへ送信し、特定 DTC に該当するか自動で判定する「特定 DTC 照会アプリ」を開発・管理し、検査実施機関や整備工場へ無料配布することとされたところ。

本要領では、特定 DTC 照会アプリの円滑な運用を図るため利用に関し必要な事項を定める。

2. 利用者

最終報告書Ⅳ. 6. (2)②において、OBD 検査用サーバーについては、「自動車の電子装置の点検整備及び検査を業として行う、機構、軽自動車検査協会、指定工場及び認証工場等の関係者に限り接続を認めることが適当である」とされている。

この趣旨に鑑み、特定 DTC 照会アプリを用いて機構のサーバーに接続できる者は、機構及び軽自動車検査協会の他、別表の「利用者区分」の欄に掲げる者とし、それぞれ「利用目的」の欄に掲げる目的において、これに応じた「利用できる機能」の欄に掲げる機能に限り利用できるものとする。

3. 特定 DTC 照会アプリに搭載される機能

特定 DTC 照会アプリには、利用目的に応じ、以下のモードを搭載する。

- ・ OBD 検査モード：自動車の検査を目的とし、検査用スキャンツールを用いて OBD 検査対象装置との通信を行うモード
- ・ OBD 確認モード：自動車の点検・整備等を目的とし、検査用スキャンツールを用いて OBD 検査対象装置との通信を行うモード
- ・ 研修モード：スキャンツールの開発やアプリ習熟等を目的とし、検査用スキャンツールを用いて OBD 検査対象装置との通信を行うモード
- ・ 試験モード：自動車の開発を目的とし、検査用スキャンツールを用いて OBD 検査対

象装置との通信を行うモード

- ・認定モード : 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年6月14日運輸省告示第375号）への適合性確認を目的とし、スキャンツールを用いて細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」3. 継続検査用 OBD の技術的要件に定める通信規格に準拠した通信をするためのモード

4. 利用手続き

2. に掲げる利用者はアプリの利用に先立ち、以下の方法によりアプリの利用申請を行うものとする。なお、申請又は登録した情報に変更が生じた場合は、遅滞なく変更の手続きを行うものとする。

- ・別表「利用者区分」①の者：
利用者管理システム（機構が用意する、特定 DTC 照会アプリ等を利用する際に事業場情報等を登録等するためのシステムをいう。）による申請等
- ・別表「利用者区分」②の者：
機構 OBD 情報・技術センターへの特定 DTC 照会アプリ利用申請書（様式1）及び自認書（様式2）の提出※
- ・別表「利用者区分」③～⑦の者：
機構 OBD 情報・技術センターへの特定 DTC 照会アプリ利用申請書（様式1）の提出※

※ 機構 OBD 情報・技術センターへの提出方法は電子メールにて送付

※ 提出時のメール件名は、「【利用者名称】特定 DTC 照会アプリ利用申請」とすること

<申請用メールアドレス>

自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター

OBD_center*naltec.go.jp

(注) 「*」を「@」に置き換えて下さい。

5. その他

- (1) OBD 検査対象装置（法第41条第1項第12号の発散防止装置に係るものを除く。）の通信において、車両と検査用スキャンツール間の通信が成立しない場合、機構は、車名、型式、車台番号、使用した検査用スキャンツールの型式及びバージョン等の情報を収集・分析し、特定の自動車メーカー、ツールメーカーに報告し、また通信不成立が集中する場合等には、国土交通省にその旨を報告する。
- (2) 国土交通省による法第100条第1項及び第2項に規定する報告徴収及び立入検査等

に活用するため、機構は OBD 検査対象装置の検査結果等を収集・分析し、国土交通省等に提供する。

- (3) 4. の利用手続きにおいて、機構は、必要に応じて追加の書面等を提出させることができる。
- (4) 最終報告書 6. (2)②のセキュリティ対策のため、別表「利用者区分」欄に掲げる利用者のうち、③～⑦の者の利用期間は、4. の利用手続き 1 回につき 1 2 か月を超えないものとする。ただし、業として継続して使用することが制度の趣旨に照らして真に必要であり、かつ、都度の申請をしないことが合理的であることが認められる場合にあってはこの限りではない。
- (5) 最終報告書 6. (2)②のセキュリティ対策のため、付与するユーザーID は、利用する者 1 名に対して ID 1 つとし、必要最小限の人数とする。
- (6) 機構は、以下の事項に該当すると認められる場合は、当該利用者の ID を無効化することができる。
 - ・ 2. に掲げる利用者以外の者によりアプリの利用が行われた場合
 - ・ 2. の利用者の条件を満たさなくなった場合
 - ・ 5. (4) の利用期間を超過した場合
 - ・ アプリの利用規約に違反する等の行為が行われた場合
 - ・ その他本アプリの運用に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある場合

別表

利用者区分	利用目的	利用できる機能
① 自動車特定整備事業者等（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）	自社で点検整備を行う車両の OBD 確認又は OBD 検査(指定整備に限る。)を行うこと	OBD 確認モード又は OBD 検査モード（指定整備に限る。）
② 自動車整備振興会又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 6 条第 1 項の商工組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条の中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするもの	自ら保有する施設(自動車検査用機械器具を備えるものに限る。)において自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBD 確認を行うこと	OBD 確認モード
③ 自動車製作者等	自動車又はその装置の開発、製作、改善措置等を行うこと	試験モード
④ 検査用スキャンツールの製作者	検査用スキャンツールの開発、製作を行うこと	研修モード
⑤ 検査用スキャンツールが自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣が定める技術上の基準（平成 7 年 6 月 14 日運輸省告示第 375 号）に適合していることを確認し、当該基準に適合することを証する者として国土交通省が定める者	検査用スキャンツールが自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを確認すること	認定モード

<p>⑥ 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 55 条第 3 項の規定によりその設ける自動車整備士の養成施設について指定を受けた者又は当該者から講習の実施を委託された者</p>	<p>自動車整備士の養成課程において OBD 検査又は OBD 確認に関する講習を行うこと</p>	<p>研修モード</p>
<p>⑦ 国土交通省又は機構が委託して行う調査事業の契約者その他の OBD 検査の円滑な実施のために必要であると国土交通省又は機構が認める者</p>	<p>国土交通省又は機構が OBD 検査の円滑な実施のために必要であると認める調査等を行うこと</p>	<p>研修モード（調査事業等の内容に応じ、機構が認めた場合に限り、他のモードを使用することができる。）</p>

申請日 令和 年 月 日

特定 DTC 照会アプリ利用（変更）申請書

独立行政法人自動車技術総合機構

OBD 情報・技術センター長 殿

利用者名称： _____

利用者区分： _____

担当者名： _____

連絡先： _____

下記のとおり、特定 DTC 照会アプリ（以下「アプリ」という。）の（利用・変更）を申請します。利用にあたっては、本要領を理解した上で、アプリの利用規約に遵守することを誓います。

（注）利用の申請にあつては「利用」、変更の申請にあつては「変更」の文字に○を記載すること。

記

利用期間（※1）	使用開始年月日	令和 年 月 日
	使用終了年月日	令和 年 月 日
利用頻度	回／月 程度	
用途		
利用者名（※2）		
備考（変更内容等）		

※1：「利用者区分」②の者は当該欄の記載は不要。これ以外の者は使用終了年月日が使用開始年月日から起算して利用要領5.（4）に定める期間を超えない範囲で記載すること。

※2：利用する者の人数分の氏名を記載すること。また、利用人数は必要最小限とすること。

自 認 書

独立行政法人自動車技術総合機構

OBD 情報・技術センター長 殿

今般、特定 DTC 照会アプリの利用申請を行う当施設は、自動車特定整備事業者には該当しませんが、「特定 DTC 照会アプリ利用要領」で定める下記の施設に該当することを自認します。

また、これに該当しなくなった場合には、特定 DTC 照会アプリの利用をやめ、速やかに OBD 検査システムの利用停止申請を行います。

記

※該当することを確認し、チェックをしてください。

1. 特定 DTC 照会アプリを使用する施設

- 以下のいずれかの施設である。
- ・自動車整備振興会が所有する施設
 - ・自動車特定整備事業者を主たる組合員とする中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 6 条第 1 項の商工組合が自ら保有する施設
 - ・自動車特定整備事業者を主たる組合員とする中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条の中小企業等協同組合が保有する施設
- 自動車検査用機械器具を備えている。

2. 特定 DTC 照会アプリの使用方法

- 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両に限り、特定 DTC 照会アプリを使用する。
- 施設内に限り、特定 DTC アプリを使用する。

令和 年 月 日

組合等の名称 : _____

利用施設の名称 : _____

利用施設の所在地 : _____

管理責任者の氏名 : _____

*****「特定 DTC 照会アプリ利用規約」*****

特定 DTC 照会アプリ(以下「本アプリ」という。)を利用する方は、下記の利用規約全ての事項に承諾をいただくことが必要となります。

利用規約

(目的)

第1条

この規約は、本アプリの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)「特定 DTC 照会アプリ」 OBD 検査において車両から故障診断結果(DTC)を取得、OBD 検査用サーバーでの判定結果を表示し、OBD 検査用サーバーへ判定結果等の情報を送信するアプリケーションをいいます。
- (2)「アプリ提供者」 独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)をいいます。
- (3)「アプリ運用者」 機構及び機構より委託を受けて本アプリの運用を行う者をいいます。
- (4)「アプリ利用者」 本アプリを利用して、OBD 検査用サーバーとの通信により OBD 検査・OBD 確認を行うまたは検査用スキャンツールの認定試験を行う者等をいいます。
- (5)「利用者フォルダ」 アプリ利用者のデバイス上のデータ格納場所をいいます。
- (6)「ログイン ID」 アプリ利用者がログインする際に必要となる識別符号をいいます。
- (7)「パスワード」 アプリ利用者が設定する、ログインの認証のために用いる文字列をいいます。

(適用)

第3条

この規約は、本アプリを利用するアプリ運用者を除くすべてのアプリ利用者に適用されるものとします。

2 アプリ提供者は、予告なくこの規約を改定できるものとし、改定された規約の施行日以降は、本アプリの利用については改定後の規約が適用されるものとします。なお、アプリ提供者は、この規約を改定した場合、遅滞なく本アプリの画面を通じて周知することとします。

(規約への同意)

第4条

アプリ利用者は、本アプリの利用に際し事前にこの規約を熟読の上、この規約に同意して本アプリを利用するものとします。

2 アプリ利用者が本アプリを利用するときは、この規約に同意したものとみなします。この場合において、第3条第2項の規定によりこの規約の改定が周知されているときは、改定後の規約に同意したものとみなします。

(アプリ利用者の管理等)

第5条

アプリ利用者は、自己の責任と判断に基づいて、本アプリを利用するとともに、本アプリの利用に伴って生じる以下の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）及び利用者フォルダを適切に管理するものとし、アプリ提供者に対しいかなる責任も負担させないものとします。

- (1) ログインID
- (2) パスワード
- (3) アプリ利用者情報
- (4) 車検証情報
- (5) 本アプリ利用中の画面に表示される各種情報
- (6) 本アプリを利用して出力する電子ファイル

2 アプリ利用者は、本アプリ外に保存した電子ファイルは、アプリ利用者の責任の下、適切に管理するものとします。

3 アプリ利用者は、機構が発行する操作マニュアルに従って、本アプリを利用するものとします。なお、操作マニュアルの利用にあたり、アプリ利用者は、機構から提供された最新のバージョンのものを参照するものとします。

(本アプリに関する知的財産権)

第6条

本アプリに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、アプリ提供者に帰属することとします。

2 アプリ利用者は、本アプリに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等を扱うにあたっては、以下の各号に掲げる事項のすべてを遵守しなければならないこととします。

- (1) この規約に従って本アプリを利用するためにのみ使用すること
- (2) 改変、編集及び頒布並びにリバースエンジニアリング等を行わないこと

(本アプリの利用可能時間等)

第7条

本アプリは、年間を通し原則24時間利用可能とします。

2 本アプリに障害が生じた場合等においては、アプリ利用者に予告なく本アプリの利用を停止することがあります。また、定期メンテナンス等により計画的に本アプリを運用停止する場合は、お知らせ画面を通じて予告するものとします。

(環境条件)

第8条

アプリ利用者が本システムを利用する際の環境条件は、OBD 検査ポータル (<https://www.obd.naltec.go.jp>) に掲載する条件とします。

(禁止事項)

第9条

本アプリの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本アプリをこの規約に反する目的で使用し又は使用しようとする事
- (2) 本アプリをウィルスの送付及び不正アクセス等、公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとする事
- (3) 道路運送車両法等、関係法令に違反する行為を行う事
- (4) その他本アプリの管理及び運用に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある行為を行う事

(準備等)

第10条

アプリ利用者は、本アプリを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続は、本アプリ利用者が自己の責任で行うものとします。また、それらの機器の故障等不具合への対応も、自己の責任で対応するものとし、アプリ利用者又は他の第三者が被った損害については、アプリ提供者は一切の責任を負わないものとします。

2 本アプリを利用するために必要な通信費用、その他本アプリの利用に係る一切の費用は、アプリ利用者の負担とします。

(本アプリの保証等)

第11条

アプリ提供者は、本アプリの提供の遅延、中断又は停止が発生した場合において、その結果アプリ利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(非常事態及びサービスの利用が著しく集中した場合等における利用の制限)

第12条

アプリ提供者は、天災、事変その他の非常事態の発生等やむを得ない理由が生じた場合には、アプリ利用者に予告なく本アプリの利用を停止又は制限することがあります。

2 アプリ提供者は、本アプリの利用が著しく集中した場合には、アプリ利用者に予告なく本アプリの利用を制限することがあります。

(本アプリの変更)

第13条

アプリ提供者は、関係法令等の変更等に伴い、本アプリの全部又は一部を変更する場合があります。

(輸出規制の遵守)

第14条

アプリ利用者は、本アプリに関連して使用するソフトウェア及び情報技術の全部若しくは一部の輸出について、日本又は他の国の輸出法規及び国際合意を遵守するものとします。

(準拠法)

第15条

本利用規約には、日本国法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第16条

本アプリの利用に関連してアプリ提供者とアプリ利用者との間に生ずる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と定めることとします。

附 則

この規約は、令和5年4月21日から施行することとします。

以上